

大和市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第31号

大和市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市消防本部の組織等に関する規則（昭和41年大和市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「施設係」を「消防団・施設係 指令第一係 指令第二係 指令第三係」に改め、同条第5号を削る。

第4条警防課中第23号を第26号とし、第5号から第22号までを3号ずつ繰り下げ、同課第4号中「消防相互応援協定」の次に「その他の協定（本部の所管に係るものに限る。）」を加え、同号を同課第7号とし、同課中第3号を第6号とし、同課第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 本部内の訓練企画に関する事。
- (4) 関係機関等との訓練に関する事。
- (5) 消防部警防本部に関する事。

第4条警防課に次の4号を加える。

- (27) 県央東部消防指令センターに関する事。
- (28) 消防用無線等の維持管理に関する事。
- (29) 消防情報管理システムに関する事。
- (30) 通信指令統計に関する事。

第4条救急救命課第7号中「研修」の次に「及び教育訓練」を加え、同課第9号中「ドクターヘリ」の次に「及びドクターカー」を加え、同条指令課を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。